## 会 議 録

会議の名称	第5回 和泉市自治基本条例案再検討委員会
開催日時	平成22年6月3日(木)午後7時00分~午後9時00分
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1階 中集会室
出席者	山下委員長、飯坂委員、久委員、松田委員、石川委員、吉岡委員、藤原(宏)委員、三井委員、溝川委員、若島委員、北村委員、前田委員、辻本委員、新田委員、大平委員、中井委員、藤原(明)委員、事務局(桜井室長、立石担当課長、濱田主幹、北野主幹、高橋主査、鶴谷)
会議の議題	和泉市自治基本条例案 議論ポイントについて
会議録の	全文記録
作成方法	要点記録
記録内容の 確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他()
その他の必要	傍聴者 4人
事項	
会議内容(発言内容、結論等)	
別 紙 の と お り	

○ (事務局) 第5回和泉市自治基本条例案再検討委員会を開催する。本日、高橋副委員 長、池辺委員は、都合により欠席の旨を連絡いただいている。

資料の確認であるが、第5回の会議次第、資料 - 1「第4回会議録」、第2回の資料 - 2「主な議論、確認項目一覧表」、資料 - 3「意見修正案集約分」、第4回の机上配付資料 1「他の機関との連携について」を用意願う。また、第1回、第2回、第3回、及び第4回会議結果のまとめをあわせ、今回、机上配付資料 3として配付をさせていただいている。本日は、この資料に基づいて進めさせていただく。

それでは、委員長、進行をお願いする。

(委員長)前回の会議録の確認をする。資料 - 1「第4回会議録」について、修正等何かないか。

(「なし」の声あり)

次に、資料 - 2「第4回のまとめ」と本日の進め方について、事務局から説明願う。

(委員長)なければこれで承認し、公開するものとする。

(事務局) 机上配付資料 - 3、11分の8ページの議会の発議から報告させていただく。議会の発議については、Aの現行どおり。その理由としては、総務安全委員会からの指摘事項全般から推測すると、さまざまな声を代表している議員が、議会で議論することによっていろんな市民の意見を反映しているので、住民投票を発議して市民の声を聞く必要はないというのが議会のスタンスと考えられ、この部分に対する議会の指摘と他の部分に対する指摘に矛盾が生じているようにも見える。ただし、住民投票実施の機会が多いほうがよいとした場合、議会の発議をあえて否定する理由はない

次の市民自治推進委員会については、A現行どおり、B修正する、C削除するという3つの方法が出た。

ため、議会として発議権が必要な場合は、議会の信念に基づいて議案修正権を行使し

ていただくものとし、再検討委員会としては現行どおりとするというものである。

まず、Aの現行どおりについて。本条例案は、市民を起点とする自治に関する条例であることから、自治基本条例によって和泉市の自治運営がどのように進んでいるか、行政、議会だけでなく市民も参加させる形で、いろんな目線で並走的にチェックしていくことが望ましい。市民が参画することで市民の自治意識を高めるという、市民サイドの意識改革にもつながっていくことも期待したい。また、どのような方法でチェ

会議の要旨

ックを行うかをきちっと条例に明記しておかないと、チェック体制があいまいになる 可能性があることから、条例に市民自治推進委員会を明記したほうがよいという意見 である。

Bの修正するという意見。議会、行政の役割を踏まえ、市民自治推進委員会の役割として、自分たちで会議を開いて市に提言するのではなく、市長の諮問に応じて行うにとどめたほうがよいという意見である。「委員会は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項を調査審議するものとします。」とする具体的な修正案もいただいた。

Cの削除するという意見。条例制定後は、市長と議会が責任を持って、その進行管理や見直しを行っていくべきである。その上で、議会からもどのような体制でチェックや見直しを行うのか、具体的な手法を提示していただきたい。

削除する理由の2つ目は、何らかの形で条例の実効性確保の仕組みは必要だが、行政、議会の役割を踏まえ、市民自治推進委員会という常設型の委員会を設置するのではなく、条例の見直しの一環として市民参画の手法を用いて検討作業を行う形としたほうがよいという意見であった。

次に、条例の見直しについては、A現行どおり、B修正する、C削除するという3つの方法の意見をいただいた。

まず、現行どおりについて。条例をいかし育てるためには定期的な見直しは必要だと考える。定期的に見直しをしない場合、本条例は上位法に基づく条例ではないので、改正が必要かどうかの判断をだれがどのように行うのかがあいまいとなる。また、見直しイコール改正が前提ではなく、検証作業を行った結果、改善の必要がある場合のみ改正するということである。見直し期限については、市長や議員の任期、地方自治を取り巻く環境の変化への対応の必要性等から、現行どおりでよいと考える。

Bの修正するという意見は2つ出された。1点目は、条例を見直すには多大な労力、 費用がかかる。形骸化を防止するためなら10年ごとの見直しでよい。

もう 1 点は、市民自治推進委員会に代わる実効性確保の仕組みとして、 5 年を超えない期間ごとに条例を市民参画を得て検証することを盛り込むという意見であった。

具体的な案としては、「市長は、この条例をいかし育てるために、条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市民の参画を経て検証しなければなりません。」という ものである。 そして、C削除するの意見。条例を見直すには多大な労力、費用がかかる。義務的に見直さなくても、改正が必要になったときに市長や議員が議会提出すればよく、一定期間ごとに義務的に見直す必要はないという意見をいただいた。

本日の進め方であるが、今報告させていただいた中身の確認ともう一つ残っている 他の機関との連携についての議論をお願いしたい。時間があればその後もう一度初め に戻って、各項目の確認をさせていただきたい。

以上である。

(委員長)ただいま事務局から説明があった。説明分の確認というより、8項目のうち1つ残っている他の機関との連携から始め、再度前文へ戻るようにする。

それでは、他の機関との連携について、事務局から説明願う。

(事務局)他の機関との連携について、第2回和泉市自治基本条例案再検討委員会資料-3「意見、修正案の集約」を用意願う。42ページ、総務安全委員会からの意見。和泉市には飛び地もあり、広域で考えなければいけない問題も多い。他の公共団体及び関係機関との連携についての規定も必要ではないかという意見をいただいいる。

再検討委員会での議論ポイントは、まず1点目として、他の機関との連携に関する 規定の必要性について。2点目として、必要であるという上での話であるが、どういった規定内容を盛り込むべきかということ。各市で規定している内容としては、1、 国との連携について、2、府との連携について、3、近隣市町村との連携について、 4、国際協力・国際交流などについて。また、ここに書いていないが、5、市民レベルでの連携についてなどを定めている。また、第1回目配付資料の平成21年4月から施行の条例比較表の中で、数字的なことだけで言わせていただくと、25市中21 市で他の機関との連携に関する規定を設けている。中身については、1、2についてはほとんどの市で規定されており、3、4などについては、それぞれ市の特徴に応じて規定されているという状況である。

これに対する再検討委員会の意見として現在いただいている意見は、追加修正である。和泉市だけで考えるのではなく、広域的に行うためにも規定すべきという意見を 1点いただいている。以上である。

(委員長) ただいま事務局から説明があった。他の機関との連携について何か意見等 ないか。 はい、どうぞ。

(委員)各機関の連携について、他市の条例を全部読んでいるわけではないが、2つの考え方があると思う。連携してともに一緒にやっていくというのと、地方分権で市が独自性を担保しながらおつき合いしようというのがあると思う。例示はあるか。

(事務局)第4回机上配付の資料 、議論のポイント8「他の機関との連携」をご覧いただきたい。他の機関との連携という項目なので、主に大阪府内の例を挙げている。例えば岸和田市自治基本条例では、先ほどの委員の指摘のように、第30条では、「市は、国及び大阪府と対等の関係にあることを踏まえ適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努める。」と地方分権に基づいた役割分担といったスタンスから関係性を規定している。

次に、第31条で、「市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題または広域的課題に対しては、自主性を保持しつつお互いに連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める。」。第2項、「市は、前項に規定する課題を解決するため、他の地方公共団体及び関係機関と共同で組織を設けることができる。」と、具体的な広域的連携という部分と、対等協力の関係という両面から規定されている。以上である。

(委員)今のこういう時期なので、ただ連携するというのは当然であって、法規として考えたとき、どちらかというと独自性を強めていくということを意味しているのか。 今後の方向性として、3市1町の広域もあるし、そこを明確にするのだったら、もう一つ文章が要る。かなり議論しないと難しいというのはある。

(委員長)他の委員、意見等ないか。

(委員)意見というよりも、よくわからないので教えていただきたい。行政で、大阪府とか他市とかと一緒に検討していかないといけないというのは、例えばどんなことがあるのか。結構頻度としても多いのか。

(委員長)はい、どうぞ。

(委員)以前は、堺市、泉大津、高石、和泉、忠岡の4市1町、ここが自治法に基づいて10年間のビジョンを圏域計画でつくって、それでまちづくりをやるというのはあった。今まではやらなければならなかったけれども、今は法律では必要性がなくなっている。個別で、例えば泉北水道の問題とか、あるいはごみの関係とか、水道も最近は広域でやるという話もあったりとか、そういうレベルでの話はあるが、圏域計画

自体は、今はもうなくなっている。

(委員長) ちょっとわかりにくい。学識委員、何かあるか。

(委員)一番わかりやすいのは、例えば道路とか河川の問題である。道路は国道あるいは大阪府道が走っている。市道の維持管理をしようと思えば、当然国とかと連携していかないといけないし、河川は大阪府の管理である。具体的にはそういうところが連携の必要性としてはあると思う。

委員がおっしゃった国、都道府県、市町村の関係でいうと、地方自治法で対等性と か役割分担というのはしっかりと書いていると思うので、今の状況ではそういう対等 性とか役割分担というところまであえて条例で踏み込まなくても当たり前の世の中に なってきたのかなと思うし、先ほどの都市計画でも、ほとんどの府との協議点につい ても義務化はなくなったので、そういう意味では、対等性というのはかなり浸透してきているのではないかというのが、私の意見である。

だから、これからの世の中はそれが当たり前だということでいえば、あえて書く必要もなくなってきつつあるという気がする。ただ、連携に関しては書いておいたほうが当然いいと思う。

(委員長)他に意見はないか。

(委員)結論からいうと、国、府とはルールに基づいて当然連携が必要と思うので、これは書く必要はないが、周辺自治体との関係、広域というのは、圏域計画がなくなったということであるが、恐らく合併が進んで地域が広くなったということから必要性はなくなったのだと思うが、うちの市は合併もしてないし、泉大津、忠岡、高石、ここら辺はやはり協力していく必要があるので、連携は必要と思う。

また具体的に泉州9市4町は、関西国際空港のおひざ元という形で、地元市の発展という形でみんな協力してやっているし、そういう関係から考えたら、国、府は別として、地域の自治体同士の連携というのは必要であると考える。以上である。

(委員長)他にないか。

そしたら、まとめさせていただいてもよいか。自治体同士の連携について、学識委員も連携は書く必要があるという中で、条を起こす。案については、事務局に一任させていただけるか。よいか。

(「はい」の声あり)

(委員長) そのようにさせていただく。

それでは、前文へ戻る。前文もかなり議論をいただいた。その中で、私としては、 修正でお願いできたらと思っている。修正案その3ということで考えている。これに ついて何か意見等ないか。

(委員) 先日、神功皇后について調べないといけないことがあり、調べたが、やはり 条例の前文にはふさわしくないと思う。

(委員長)提案としては、修正案その3で。

(委員)2がいいと思う。

(委員)アイデンティティーということはよくあるのだが、これでも何となく。

(委員長)修正案その3は入っていない。

(委員) それ、戦前の国策の中で随分利用されたので。

(委員長)ほかに意見ないか。よいか。

そしたら、修正案その3ということでお願いする。

次は、最高規範性について。この条文もかなり議論があったが、修正案とか現行ど おりという意見の中で、もう一度意見を述べていただきたい。

(委員)前文に戻ってやっていこうとされているが、一つに絞って決めてしまうとい うことになったら、とりあえずこれを第1案としていくのか。

(委員長) いいえ、修正案の中でこれを採用するということは、これでいくということ。 ただ、まとまりがつかない場合は併記して、再検討委員会ではこういう状況になっているということで、市議会各会派との意見交換に臨んでいきたいと思っている。

(委員) これは決定ではないということだな。例えば、現行どおり、修正、削除とある。ここで結論が出なかったら、保留みたいなのもあり得るという話だな。

(委員長) いくらやっても決定できないことというのは、何項目かあると思う。それはそれで出していきたいと思っている。

(委員)了解した。

(委員長)第2条「最高規範性」について、いかがか。

(委員)この修正案は、どれか選択するわけだな。

(委員長)この場でまとまりにくいということであればこれはこれで。例えば現行ど おり、修正案その1、その2も含めて、この再検討委員会の現在の議論ということに したい。ここのところは、今すぐ判断、あるいはしばらくたって判断というのは難し い面があるので。これは、このまま持って上がるか。

(委員)少なくともこれは意見の分かれるところである。時間をかけても決まらない と思う。だから併記で出されたらと思う。

(委員)私は、昔から最高規範性はとってほしいと強く思っている。

(委員長)今そんな話をすると、多分まとまらない。

(委員)はい、もう。結構である。

(委員)皆で話し合って、大体こういうふうな形で修正とか現行どおりとか決めているので、できたらこれを持って議員と話し合うという形で議員に対して提案させても らうという考え方はぐあい悪いのか。

(委員長)事務局、このまま併記するということで大丈夫だな。

(事務局)はい。

(委員)これは基本的な考え方だが、併記はいいと思うが、例えば議会側と話し合ってどこに落ちつこうが再検討委員会としては文句は言わないということになるのか。

(委員長) いやいや、各会派との意見交換ということで、その場で決定するわけでは なくていろんな意見を伺って、それを持ち帰る。また再検討委員会で。

(委員) それで、またこう。

(委員長)そうである。今はこの再検討委員会だけの意見なので、各会派の意見とか をいただいて。持ち帰ってくるので。

他にどうか。それでよいか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長)そしたら、そのようにさせていただく。

次、用語の定義。事務局、説明願う。

(事務局)用語の定義の市民の定義については、現在のところ、再検討委員会として は修正するという方向でまとまっている。ただし、原則、自治基本条例の対象となる 市民というのは、市内居住者だけではなく、それ以外の通勤・通学、事業所を置く方 も含んでいるということで確認している。

そういった広義の市民と居住者のみに限定した市民の2種類に用語の定義を分ける ということは、前回までに決まったので、事務局のほうでこの条例の中に出てくる市 民について再確認した結果、基本、市民については広義で条例案を策定しているので、その中で居住者に限定した市民と読める部分は、住民投票のところの住民のみとなる。 ただし、議会の項目については、以前の再検討委員会で指摘があったように、議会のほうでこの条文そのものをつくっていただいているので、そこの「市民」がどういった範囲を指し示すのかという確認がとれていない。それを含めるとして、狭義の市民の可能性がある部分は、議会の部分と住民投票の部分だけになることから、条文全体の「市民」を置きかえる場合、「市民等」と置きかえることは非常に難しいと判断している。用語の定義として併記する場合は、「市民」と「住民」という区分にするか、「市民」と「和泉市民」に区分するかの2通り、修正案でいうと修正案その2、または、その3という形になると考えている。以上である。

(委員長)今の説明に何か意見ないか。

(事務局)補足説明をさせていただくと、再検討委員会では、議会の部分の市民という表記については、自治基本条例の現在の用語の定義で定めている広義の市民で特段問題ないのではないかという議論は一定させていただいたと思うので、あとは議会との確認が必要だというふうに補足説明をさせていただく。

(委員長)ほか意見はあるか。

(委員)議会の役割及び責任のところで、市民という言葉が出てきているが、この市 民はどちらかといったら狭義の言葉で使うという解釈なのか。それとも市民と住民、 あるいは和泉市民となったので、それを踏まえて文言の修正をお願いするという形で 議会に戻すか、どちらかということであるな。

(委員長) そうである。

(委員)狭義の市民と入れる。

(委員)1回返してどっちにしますというのを。

(委員長)すっと通ってきたのでね。これ、置きかえるときは、こうなりますという 説明はさせてもらわないといけない。

(委員) それは、議会の判断でということなのだろうな。

(委員長)基本的には判断というより変えてもらわないと、整合性がとれないである う。

(委員)ここは、市民の言葉は調整していないのか、深く考えている。

(委員長)別にないか。そしたら、学識委員。

(委員)「市民」と「和泉市民」のほうが示しているものが明確である。「住民」という言葉もかなりあいまいな言葉なので。「市民」と「住民」というよりも「市民」と「和泉市民」のほうが、イメージとしては明快かなと。

(委員長)他にないか。

今、学識委員のほうから、修正案その3のほうが的確だということなので、それで よいか。

(「はい」の声あり)

(委員長)そしたら、そのように決定させていただく。

続いて、第6条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」。事務局、整理している 内容を説明願う。

(事務局)事務局の整理であるが、第6条の規定内容についてはこれでよいということであるが、条文の表現が誤解を招かないかどうか、法規的な見地からも確認が必要で、誤解を招く場合は表現を工夫するなど修正が必要ということである。修正案としていただいている分は、「合意」の後ろに「形成」を入れて「合意形成に向けた話し合いと説明責任の原則」という形にし、文章の中身についても「市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、互いの意思疎通を図り合意形成に向けて十分話し合う」のところを「十分話し合いに努めるとともに、その結果についての説明責任を負うものとします。」という案をいただいているが、法規的な見地からということもあるので、そういった観点からの意見もこの場でいただければありがたいと思う。

以上である。

(委員長)私は、この第6条のままでいいと思うが、この表現でいくと誤解を招く場面があるかということを学識委員、少しお話し願う。

(委員)最初この質問をいただいたときに、私も第6条のままでいいと思ったのだが、 義務的なニュアンスが出てくるということであったか。これ。

(委員)合意しなければだめだと言われるという。

(委員)だめだということが出てくる。そういうふうに読めなくもないと思う。だか ら、修正案の合意形成に向けて努力をする、努めるという表現のほうがいいと思う。 全然違う質問をしてしまうが、これ、「市民と市民又は市民と行政は」と書いてあるが、市民も説明責任を負うのか。

(委員長) 今までの議論の中では説明責任を負うということで。

(委員)負うのか、市民が。だれに対して負うのか。

(委員長)相手は、市民同士の話し合いの中では市民かもわからない。

(委員)市民が行政に対して負うことはあるのか。

(委員)むしろ市民同士の説明が必要になってくることがあると思う。

(委員長) ちょっとその辺、学識委員、お願いする。

(委員)これは、具体的には懇談会でずっと議論をしてきて一定の方向性を出して、 そこから策定委員会に入っているわけであるが、懇談会の内容は懇談会の方々から、 やはりこういう経緯でこういうように私は一緒に考えたのだ、至ったのだということ を、策定委員会のメンバー、あるいは全市民にも説明する責任はあるだろうなという 意味で、市民は市民に、あるいは市民は行政に向かってという責任がここで書いてあ ると。そういうことだと理解している。

(委員長)どうであるか。今学識委員二人に説明を受けたが、私は、この「形成」と 「話し合いに努めるとともに」で、かなりトーンダウンしているような印象がある。 その辺を踏まえてどうか。

(委員)「合意形成に向けて」といったら何か弱いような、わかるようなわからないような内容だから、どう考えたらいいのかというのはある。

(委員長)学識委員に聞きたいのだが、「合意に向けて十分話し合うとともに」という ことで、合意に向けて十分話し合うということは、合意しなければだめということに とられるか。表現上。

(委員) どう読めるかと私の学部の者にも聞いてみた。「合意に向けて」のとり方によってはとても強く読める。合意しなければいけない、合意するためにとにかく話し合わなくてはけないというふうに読めるだろうという意見もあった。そもそも何か議論になったときも合意しなければならないというのは、随分問題があるように聞いたが、違うのか。

(委員)必ずしも合意ができない場合があるから、それに向けて双方が話し合い、努力すればいいというふうに我々は懇談会のときから理解をしている。

(委員)ただ、そうは読めない可能性もある。解釈であるから、そう読めなくはない という話であるが。

(委員長)この解釈がどうなのかというところで今詰まっているわけだから。これ、 行政の委員のまちづくりの中での話だったと思うが、委員、どうか。

(委員)先ほど学識委員がおっしゃったように、そもそもの出発点は合意しなければいけないという意味合いではなかったと記憶している。合意するための努力はしなければいけないということだったので、学識委員がおっしゃっているように、合意しないといけないという意味にとられるような状況はやはり避けるべきで、修正案でいくべきという気がする。表現としてはこれでいいと私は思う。

(委員) 懇談会のときの委員の中の大勢は、やはり修正案により近いほうの意味合い があったと思う。

(委員長)他に意見ないか。

そしたら、修正案のほうでということで、決定してよいか。

(「はい」の声あり)

(委員長)続いて、市民の権利、市民の責務だが、議会での指摘、意見もなかった項目なので、7月以降また再検討委員会があるので、次の機会に議論させていただく。 続いて、子どもの権利。事務局、説明願う。

(事務局)子どもの権利については、総務安全委員会のほうからは、必要ないのではないかといった意見をいただいていた。子どもの権利ということよりは保護者の義務というふうな形で明記するほうが望ましいという意見があった。再検討委員会の現段階での案であるが、子どもの権利は権利として第10条で明記していくという方向性である。文言については一部修正するという形になっている。確認のため読み上げる。

地方分権社会における地域社会の仕組みとそれに対応する市民、議会、行政のスキルアップが求められている。今後は、市民、議会、行政による積極的な住民自治に取り組んでいる地域や、さらには行政に頼らないで自分たちで地域に活力を与えることを目指している地域など、意識の高い市民が住む自治体がさらなる発展を遂げることになるであろう。このことから、将来を担う子どもたちがそれぞれの年代に応じてまちづくりに参加・参画することを推進し、社会の一員としての権利と責任を理解することで、自治意識の高い市民を育てていくことにつなげていくものである。ただし、

住民投票もまちづくりに参加する権利という点で、子どもの権利の一つというとらえ 方をされる可能性があるため、それぞれの年齢に応じてとか、それぞれの年齢にふさ わしい範囲内でといった表現を追加するということで、今回住民投票のところの年齢 も修正の方向になっているので、それとあわせた考え方でこちらの修正意見となった。 修正案としては、第10条「子ども(満18歳未満の市民)は、社会の一員として、 それぞれの年齢に応じたかかわり方でまちづくりに参加・参画する権利を有します。」 という案をいただいている。以上である。

(委員長)子どもの権利については、さきの第4回で、この修正案でということで皆 の意見集約できたのだな。

(事務局)こういった主旨の案で、ということである。

(委員)前のとき、私もこの件について何も意見を言っていなかった。なかなかわかりづらかったので、よく考えてみた。他市の例は余り参考にしたくないが、一番初めにもらった資料、25市の例を見ても、子どもの権利を謳っているのが8市で、謳っていないのが17市ということもあったので、もう一回自分なりに考えてみた結果、今の時点では時期尚早で、削除すべきではないかという考え方に立った。

まちづくりというのは、あらゆる人の参加によって住みよい地域社会をつくっていくものである。そこで子どもの権利を特出しして謳うとなれば、障がい者の方とか外国人など社会少数派の人の権利も謳う必要性が出てくるのではないか。そういうところから考えたら、子どもの権利を特出しするのではなく、市民というくくりの中でいいのではないかと考える。

それから、社会の一員として子どもが参加・参画する権利としては、市が保障するようなあらゆる委員も含めて、市はそこまで積極的に参加を求めていくのかということなのだが、議会のほかの意見も見ると、高校進学率97%を超える現実において、子どもは学業に専念してもらったらいいのではないかというような意見がある中で、子どもの参加を否定するものではないが、特出しする必要性は薄いと思う。

それから、子どもの教育、これは親権、監督権を有する親をはじめ、子どもを取り 巻く関係者、当然学校もだが、みんなで子どもを育てるというものではないか。まち づくりにおいて子どもを忘れないようにという意見もあるが、そんなことはないと思 うが、仮に忘れるならば、これは大人のほうの精神をもう少し強く謳うべきであって、 大人はやはり子どもの代弁者でいいのではないかと思う。

それと、人格形成過程の子どもに権利を特出しして付与するということは、その反対に責務も負ってもらうということも考えなくてはならない。子どもに義務を課す、 責務を課すというのはやはり無理がある。先ほどの修正案では年齢に応じて参加・参 画させるということだが、具体的にどのような年齢でどのような参加・参画をさせる のか、非常にわかりにくい。

そういうことから、もっと議論を行った上で考えるべきである。本条例の第34条に「この条例をいかし育てる」と謳うことになっているので、将来改正も可能であるから、現時点では時期尚早、よって削除すべき、考えた結果そういうことなので、よるしくお願いする。

(委員長)少し議論が後戻りしたが、他に意見ないか。

なければ、学識委員のほうからお願いする。

(委員) 先ほどの委員の他の自治体の自治基本条例の中では子どもの権利を謳っているのが少ないということについて、これは推測の域を出ないが、ここと同じように市民会議とか市民懇話会から始まっている場合が多いが、子どもという視点を持った市民が少ないパターンが多い。そういうところで抜けてしまうというところがあったのではないかと思っている。

今回の場合は子どもの視点をお持ちの委員が何人かおられたので、そういう観点で 和泉市の素案の中には子どもの権利というのが謳われていると思う。

さらに、国連の子どもの権利条約の中に、既に参加する権利というのは謳われている。いろんな形でグループをつくったり、意見を表明したりという権利を国連が認めている。国連が認めているからいいのだという意見もあるが、まだまだ日本の社会の中で子どもの参加の権利というのは十分にうまく機能していないという現状からしたときに、やはりこれはしっかり書いておく必要があるだろうなという議論を懇談会のときからずっとしてきているので、そういう意味ではここは必要であるし、さらにここをわかりやすくということで修正が加わっているので、そういう意味では修正意見でいいのではないかと思う。

(委員長)他に意見等ないか。

はい、どうぞ。

(委員)私は、この条文は和泉市に合っていると思う。現時点で和泉市は子ども議会とか、そういう取り組みをされているので。これはもう既に実行されているので、除く必要はないと思う。

(委員)それと、私も地域でいろいろ子どもにかかわるような活動というか、グループに参加させてもらっているが、そういう中で、子どもに何かこういうことでやろうといったときに大人が案を出して押しつけるのではなくて、子どもたちで企画をつくらすと、非常にすばらしい、大人では気づかないような斬新なアイデアが出てくることが多々ある。

そういう意味では、まちづくりに対して、どこまで参画できるか実行面での検討は していかないといけないと思うが、子どもの意見を取り入れることによって、新しい 視点でいいものができる可能性も大いにあるという気がする。私は、これはぜひ残し ておくべだと思っている。

(委員長)その修正案でいいということか。

(委員)修正案。

(委員長)他に意見ないか。

ないようなので、今.....。

(委員) ちょっと待ってほしい。

(委員長)どうぞ。

(委員)私も自分の子どものことを見て、本当にこんなことができるのかなと思っている。子どもが参加することを否定するものではないが、今、行政の委員がおっしゃったみたいに、特出しする必要がないので、消してもいいというのが私の意見である。 (委員長)他にないか。

事務局、和泉市の特徴というのは、子育てともう一つあったな。市民の意見として、 当初。

(事務局) 一つは、子どもということで、研究部会の報告書でも例えば小学校、特に中学校の学校給食を実施しているとか、子育て支援策に力を入れているという点、あと大阪府内において人口減少の中、年少者の人口が比較的多いという辺から、子どもというのが和泉市の一つの特徴であるというのがあった。

もう1点は、研究部会からの報告では、危機管理という視点があり、この2点につ

いては、確かにすべての項目を網羅するという観点からは入れるべきかどうかという 議論もあったが、一つの特徴として、市の政策として打ち出していくのであれば、入 れていってはどうかというふうな流れがあったと思う。

以上である。

(委員長)ただいま削除という意見と修正案ということである。以前もそういう手法 をとったが、多数決でさせてもらう。

前回決まったとおりの修正案がいいという方、挙手願う。

(委員)これ、両方持っていくということはしないのか。

(委員長)削除と修正案、両方持っていけるか。

(委員)それだったら、すべて全部一本にするのか。すべて一本にするのだったら、 さっきの分でも全部多数決をとって一本にしないといけないし、今まで5回で意見が 出ずに、もっと幅広い意見を議会とかいろいろ聞いて、それを聞いた上でもう一回再 検討委員会でこの案が一番いいというのにするのだったら、今一本化する必要はない という気がする。

(委員長)議論が前回終わっている中でまたバックされた。そういうのはおかしい。 議論して決まっているのだから。

(委員)進め方の確認であるが、前決まった分でもう一回皆さん意見ないかと言うから、意見を言ったのだ。前決まったことに意見は言えないということだったら何も言わないが...

(委員長)だから、今皆さん意見言ってもらった。削除という意見もあるし、どうするかというのではなくて、ここはこの修正案で皆さん賛成してくれるのだったら、これはこれで持っていく。

どうか。そのようにさせていただいてよいか。

(委員)また戻ってしまうと言われそうだが、私は基本的には削除と思っている。なおかつこの修正案の中で、満18歳未満の市民ということをぜひ。この後に出ている住民投票の年齢があるが、これも私、二十だと思っている。ただ、皆さんの総意で多数決でとられるのであれば、私はあえて意見は言えない。やはり両方持っていっていただいたほうがいいと思っている。すべてにおいて。

(委員)年齢は、18歳で決まっていたのと違うか。もう。

(委員)いや、だから多数決で決まったということであればそれはそれで。

(委員長)決まっていないところは今しているが、決まっているところは確認をやっている。18歳というのは、今日は確認するだけの話である。もう一遍蒸し返してくるということではない。

(委員)だから、これが決まっているということで委員長がおっしゃっているので、 あえて反対意見を言わせていただいているのだが、決まったという感覚で私はいなかった。多数決でやったことは間違いないが。

(委員長)前回の議論の中で、これでいいということになれば、それはそれでよかったはずである。もう一遍前文まで戻って、決まっていないところを今決めにいっている。 、決まっているところの確認をしているだけの話。そうではないか。

(委員)委員長、1回目の会議の前文のときに、いろいろ意見があって、そのときに 前文の議論がここでまとまらないのだったら、全部してからもう一回前文を議論しよ うということだった。

今日は、その前文はもう決まったからと何も議論せずに来た。僕自身の考えは、前文というのは非常に大事で、この条例をどうするのか、なぜ必要か、そこを議論した上で一条一条議論をしたかったが、無理も言えないと思って来たのだ。それでいいのかなと思いながらもう一遍自分なりに勉強し、今日もう一回確認するときに意見を言うのがだめだということだったら、我々初めて参加した者は、皆さんとレベルが違うので、そこら辺が非常にしんどかった。それだったら、前文のときにとことん議論をしてほしかった。

(委員長)勘違いされていると思う。前文は決まっていないからもう一遍やると。決まっている部分は決めていっている。例えば今の子どもの権利は、修正案でいこうということに決まっていた。住民投票条例の年齢の18歳も決まっている。だから、決まっていないところへ戻っている。決めるところは決める、決まらないところはもう次になっている、そんなこと言うのだったら、いつまでたっても決まらない。

どんな解釈をしているのか、委員、どうか。

(委員)例えば年齢を見直そうということで、原案は16歳になっていたが、18歳、20歳といろいろあった中で、18歳という修正案で決まったと我々は理解している。 (委員)認識しているな。 (委員)はい。

(委員長)前文は、当然まだ決まってない。第 1 回目、時間がかかるということで飛ばしたから戻ってやっている。

(委員)前文のところで十分議論してスタートすべきと僕自身は思っている。

(委員長)十分に議論した。

(委員) そこは認識の違いである。

(委員長)十分に議論して、意見をいただいている中でこういう案になってきたと思う。対案なりを出していただいたのだ。

(委員)一番初めのときに、学識委員が、前文は全体の議論を流してからもう一回振り返って議論したらいいと言ったような気がしている。僕自身はそのときに徹底的にすべきと思ったが、まあそれはそれでいいと思った。一遍全部流したら、もう一回前文の議論に入るのではないのか。

(委員長)だから、修正案3でどうかと聞いた。皆さん意見おっしゃっていただかなかったのではないか。

(委員)もう議論ではなしに、修正案ができていた。

(委員長)これでどうかと、委員長として言っているだけの話である。意見があるのだったら求めているが、意見がないのだったらそれでどうかと。ただし、決まったものではない。議会へ持っていく案としてということ。

(委員)僕自身はそのようには感じていなかった。

(委員)この案を持って議会と話をするとき、委員会としてはこういう方向で提出するが、書面は別にして、少数意見としてこういう意見もあったという補足説明をされるだろう。こういう意見もあったというふうなことは......

(委員長)事務局、まとめてくれるのか。それとも会派回りのときに話してくれるのか。

(事務局) 一応ほぼ今お配りしている資料 3にのっとった形になると理解いただいたらよいと思う。今委員長がおっしゃったように確認ということと、2つ以上の案が出ているところについては、2つのままでいくのか、この場で話し合いができて1つになるのかというのが今日の流れだと思う。決まっているところについてはほぼこの形のまま出すことになると思う。少数意見というのは口頭説明では出来るかもしれな

いが、再検討委員会の資料という形では載ってこないというふうに考えている。

(委員長)どうか。そういう意見もあるということを説明してほしいという。

(委員)この会議の発足の日に私が、前文は後でどうかと、技術的に大事なところを やったほうがいいのではないかという提案をした。それで、事務局が3月10日まで に個々の修正案を出すようにとおっしゃったが、私は出さなかった。私は、これにつ いて修正の意見を言う権利はないと思っている。ここに出されている修正案というの は、3月10日までに出された修正案である。

(事務局)はい。

(委員)後で話し合うといっても、それは修正案を出して、その修正案に対する話し合いがあると私は認識していた。だから、委員が前文のことをおっしゃるのであれば、 3月10日までに何らかのアクションというか修正案を出されるべきだと。

(委員)前文に対する意見が分かれていた。意見ではなしに修正案。

(委員)そうである。前文も含めてすべてに対して意見を。

(委員)前文について3月10日までに意見は出したが、ここの現行どおりとか修正 その1とかその2とかその3の中にはない。それはもう一回議論するということだっ たのかなと思っている。

(事務局)事務局から補足させていただく。今回の資料については、最初に各委員から出していただいた意見をさらに、前文についていろんな議論があった中で簡単にまとめさせていただいている。委員のおっしゃっている部分は、事務局整理の中で、修正については神功皇后のエピソードを修正する意見と、もっと自治基本条例の必要性を強調する記述を入れるべきという二通りの方向があったということで一応まとめさせていただいている。修正案そのものはなかったことと、修正案その3のほうで、一部神功皇后の名前の由来以外にも残り3行のところも修正を入れていただいているので、その辺に簡単にまとめさせていただいている。

以上である。

(委員長)ほかに意見ないか。今の修正案で、削除という意見も文言としては書き込めないということで。それは口頭でということで。

あと意見ないか。

(委員)確かに前文では、条例をつくらないといけない趣旨とか、意味合いみたいな

ものをもうちょっと書き込んだらどうだという意見は出ていたように思う。それに対 してそれを入れるかどうかという議論は、していないようには思う。

(委員)時間の関係もあるのでそれはもう結構だが、今まで議論して確認した分を後戻りもあっても、もう一回そういう意見を入れるのかなと思って、今振り返ってきていると思っているのだが、振り返っても意見を入れなかったら、する必要ないと思う。 (委員長)委員、勘違いしている。決まっていないところだけをやって、決まっているところはこう決まったと。住民投票の18歳ももう決まったというだけの話。決まったものをもう一遍1からやり直すとはだれも言っていない。決まっていないところだけ議論したらいいのと違うか。そうでないと全然決まらない。

(委員)委員長がそのように言うのだったらそれで結構だが、やはり自治基本条例で

(委員長)違う。そう言ったら、何か僕の裁量でやっているように聞こえるが、そうではなくて一たん前文へ戻って、決まっていないところは議論しようと。決まっているところは確認したらいいだけの話。何か勝手に委員長がやっているというような発言は慎むように。

次に行く。先ほどの10条、削除という意見とこんなのがあるというのは案として 持っていけないので、そういう意見もあるという形で。念のために、多数決という方 法はどうか。どうした方がいいか。

(委員)別の観点だが、ほかのところは総務安全委員会からいろいろな意見が得られて、もうちょっと考え直したらどうかというところで我々考えて、修正意見なり現行どおりと考えているわけである。この第10条の場合、総務安全委員会の中でも削除したらどうかという意見が出てきているわけで、それに対して、我々は現行ではなくてこう修正してどうかとしている。総務安全委員会でそういう意見が出てくるということは、恐らく議員さんの何人かは削除したらどうだと言ってこられると思う。だから、こういう修正でどうかと話したときに、いや実はこの委員会の中でも削除という意見もあったというような話になると思う。そういう形で議論の俎上にのせていったらいいと思う。

(委員長)他の委員、別にないか。

そしたら、この修正案でいくということで、あと議員のほうの説明については、そ

の辺事務局よろしくお願いをする。

時間も迫っているが、ここで5分休憩させてもらう。

(休憩)

(委員長)休憩前に引き続き会議を行う。

続いて、住民投票だが、常設型の住民投票について現行どおりという意見でまとまった。それから、投票権者の年齢については修正するということで、16歳を18歳ということで第4回では決まっている。住民投票請求の連署数については、現行どおりということで決まっている。(4)の議会の発議について。これもかなり議論をしたが、この部分は再検討委員会としては、そこは触れないで現行どおりするということになった。それでよいか。そのような確認だったと思う。

続いて、市民自治推進委員会と条例の見直しについてだが、リンクしてでも結構か と思うので、意見等をいただきたい。

ここは、前回かなり意見があったように思うが、委員、どうか。

(委員)自治推進委員会については、現時点ではここに明記するのではなしに、「条例 の見直し」の中で市民参加を踏まえて行うという形にしたい。確かに自治推進委員会 をつくって、今後も見守っていくということも非常にわかりやすいのだが、なかなか たくさんの方々が参加をしてこないという状況では、次の段階で再度検討してもいい 項目と思ったので、今回は削除としたいと思った。

(委員長)他の委員、意見よろしくお願いする。

(委員)前回、理念条例という言葉が行政の委員のほうから、しばしば出てきたように思う。この条例は、自治基本についての理念を定めた条例であると。確かに理念条例だと思う。今から和泉市は、行政と市民との協働で市政を運営していこうということを定めているわけで、まさにこの条例というのが、その意味では理念条例であり、かついわばエンジンの役割をする条例だと思う。

エンジンがうまく作動しているかどうかは、やはり絶えず見ておく必要があると思う。そうでなければ理念も生きてこないし、この条例も生きてこないと思う。

チェックをするということ、つまり、条例がうまくいっている、言いかえると協働 の市政づくり、まちづくりがうまくいっているかどうかをチェックするということは、 この条例が生きているかどうかのまさに瀬戸際だと思うので、私はそういうチェック をする機関は必要だと思うし、またそれは市長のほうからの諮問ではなくて常設でつくっておいて、絶えずエンジンが動いているかどうかをチェックしていくことが必要ではないかと思う。

この33条は必要なのと、その中に条例の見直しに関することというのが含まれているので、要するに運用、つまり、エンジンがうまく動いているかどうか、そのエンジンにもし何か問題があるとすればそれを見直すということをこの委員会の権限とすると、当然その見直しが必要であれば条例の改正案ということにもなってくると思う。そうすると、この間から議論になっている34条が要らないという話があるが、34条はなくても33条があれば十分ではないかと思ったりする。5年ごとの見直しがタイトできついというのであれば、33条だけでいってしまってもいいのではないか。理由は今申し上げたとおりエンジンの役割をするのだから、エンジンチェックはよいだろうという理由である。

(委員長)はい、どうも。

他に意見。他の委員、ないか。

(委員)私は、他市でも既に市民自治推進委員会等に参画をさせていただいているが、そこで非常におもしろいな、いいなと思っているのは、市民側が市民をチェックするという話が出てくることである。地方自治が進まない、市民自治が進まないのは行政の問題でもあるが、市民側の意識の問題だったり、市民側のシステムの問題であったりという課題がまだまだある。それを市民がみずからの目でチェックをできるというのがこの市民自治推進委員会の非常にいいところであるし、おもしろいところである。そういう意味では私も先ほどの委員と同じように、さまざまな立場の方がさまざまな目でチェックをしていくという区切りでこの市民自治推進委員会は、とても意味のある委員会だと思う。

(委員長)ほかに意見。

(委員)我々、他の市の条文を見たらいくらでもできるのだが、条文づくりではなく 条例づくりをしている。そこで、理想ではなく本市の身の丈に合った条例、市民の理 解を得られる、市民感覚のある条例をつくるべきである。そこからそれを育てるのだ ったら育てていったらいい。そうなれば、やはり行政や市民、議会との間で一定合意 が得られるもの、それに基づいて現実に動く条例、ここら辺が我々が求めるいい条例 ではないか。自治推進委員会が市長の諮問がなくても審議できると市民感覚で思っているのかどうか。僕は決してそうではないという気がする。

これで見ると、委員は10人ということになっている。その10人の人たちで最高 規範云々というこの条例を十分に調査、審議するということを市民は望んでいるのか。 決してそうではない。10人が公選であるならまだしも、単なる指名とか公募の10 人で、民意が反映されるのかなという気がする。

自治推進委員会は、条例の実効性の確保ということで言われているが、附属機関と しなくても実効性の確保というのは十分可能だと思う。

3 4条に条例の見直しがあるが、5年に一度見直すというならば、この3 3条と3 4条を一本にしてもいいという気がする。今恐らくほかの市でもたくさんある附属機関で必要性がなくなったものは整理統合とかしている。別に附属機関にしなくても十分実効可能であるならそれでもいい。附属機関をつくるのは、慎重に扱うべきという気がする。3 3条と3 4条を一本にしてCの削除するというのが、よくよく考えると一番いい。以上である。

(委員長)今、行政の委員のほうから市民感覚の話があったが、市民委員、どんなものか。どうぞ。

(委員)行政の今の意見は、何をもってそう思われたのか教えていただきたい。

(委員)僕自身も和泉市に住んでいる。地元の友人とか地元の方たちといろいろ話を する中で、感覚的にはその点が感じられないというのが、この和泉市で生きてきた五 十何年の人生の中で感じていることである。

(委員) ここに至るまでに、どれだけの市民がどれだけの期間かかわってきたかとい うことは、全然関係ないのか。

(委員)市民でつくる条例として、たくさんの市民がかかわってきたというのは十分 よくわかるが、そういう中になかなか進んで参加しないというか、声なき声というか、 サイレントマジョリティ、僕の友人とか周辺ではそういう人もいっぱいいる。そこら 辺の人の感覚を自分自身がそのように感じているということである。

(委員)よくわかった。

(委員)市民といっても、100人いれば100通りの意見があると思う。ただ、世の中がものすごく今変わっていきつつあるわけである。いや応なしに外からの外圧も

含めて国際的にも日本の中でも変わろうとしている。それに対して、昔のまま、古い 形のままでいられるのかといったら、いられるはずがない。それだったらちょっとで も前に進んだほうがいい。現時点で考えたら確かに市民100人のうち、ひょっとし たら60人はまだまだ昔のままの状態のほうがいいと思う方もおられるかもわからな いが、ただ流れとしてそうなっていくわけであるから、これは止めようのない事実な ので、ちょっとでも先を見越した形をつくっておくべきではないかと思う。

(委員)今議論がかみ合っていないと思う。先ほどの学識委員と私が申し上げた話については、行政の委員はどう思うのか。例えば、この市民自治推進委員会の目的は条例の見直しではないとして、市長と議会が責任を持って進捗管理するべきだという意見に対し、私は、やはり市民側が市民の立場で市民側を評価、チェックするという役割もあるのではないかと思う。議会とか行政とは違う役割として市民自治推進委員会がいるのではないかという意見を申し上げたのだが、それに対しては、行政の委員はどう考えるのか。

(委員)僕の言ったのは結論的なことだが、附属機関にしなくても、条例の実効性を確保することはほかの方法でも可能ではないかと考えている。附属機関にして毎年 云々しなくても、市長の諮問に応じてできるような附属機関でない組織を設けたら、 それで十分可能であるというのが私の意見である。

(委員)ということは、附属機関を外したらいいということか、この文言を。

(委員) 附属機関を外して、33条と34条、これを一本にすれば十分足りると思う。 (委員) 私がなぜ行政の委員に投げかけているかというと、これ、みんなで議論して 再検討委員会の意見としてまとめていくわけである。個別の意見を言うだけだったら この委員会の議論にならない。私も含めてほかの委員がおっしゃったことに対して、 いや、それは違うという話だったら、また我々も、いや、そうではないのではないか という議論になるが、話が一方的でかみ合ってこないので、議論をさせていただきた かったので投げかけたのだ。

(委員)今日3時から男女共同参画推進会議をやってきた。毎年1回開いてその進捗 状況を見ているのだが、男女共同参画推進基本条例に行政の委員も加わって随分力を 発揮してくださったので、そのことを思うと、ちょっと今日は意外な発言だなという 気がする。 男女共同参画推進基本条例も、この自治基本条例も、基本的には私は、理念条例で同じだと思っている。身の丈に合う条例をつくるのがこういう理念条例の目的ではない。男女共同の推進条例も、男はこう、女はこうという固定概念を推進するのではなくて、それから飛び出しましょうということを謳っているのが推進条例である。その推進条例がうまくいっているかどうかを毎年1回審議会でチェックしているわけで、それと同じように考えることはできないのか。

つまり、身の丈に合ったものをつくるのではなくて、市民が市政に参加する、協働 して市政をつくっていきましょうということを絶えずチェックしていかないといけな い。そういう種類の条例だと私は思っている。

(委員)私の考えはちょっと違う。自治基本条例というのは10歩も100歩も進むのではなしに、市民も議会も行政も一定合意の得られる、現在の身の丈の合った実効可能な条例をつくるのが重要ではないか。いかし育てるのだったら、そこから進んでいったらいいのではないか。10歩も50歩も進んだら、市民も議会も行政の理解も得られないのではないかと思う。

(委員)議論がかみ合わないので、戻るような話で申しわけないが、最初のときにこの再検討委員会でこの条例を議会に説明してキャッチボールしてという説明があった。条例を通していこうという中で、どこまで妥協するのかという話もあった。この条文についてはそういう意味で、現在これをもって進めていくとしんどい点があるのではないかということで、33、34条を一本にした修正案で持っていくほうがよいというふうに僕は思った。ただ、どこまで妥協するか、ここは絶対譲れないというのはあると思う。そういう議論になっていると思うが、どうか。

(委員)身の丈、身の丈とおっしゃるが、和泉市市民自治推進委員会という言葉が気にいらないのだったら、推進審議会とかたくさん今あるではないか。あの形式でメンバーをより市民サイドを入れるとか、そういうことをしてできないのか。それだったら、身の丈に合っているのだろう。委員は、反対だから反対ではなく、もっと具体的に言ってほしい。

(委員)懇談会のときは、市民の方からこんなのあったらいいねという形からスタートして、それが実際の条例とどうリンクしていくのかという形で策定委員会をスタートさせてもらったと思う。だから、ある程度理想的な形になっていって、専門的な方

からすれば当然、これでは雲の上の話だからもうちょっとおろそうかという話が出てくると思う。この中には具体的な数字が結構出てくるが、ここに入れるものと下の条例で受けたほうがいいものもあると思う。自治基本条例は和泉での条例をつくる根幹にしよう、大もとにしようというような形からスタートしているものだと思うので、今、行政の委員がおっしゃったように、3つの具体的な規定は、もう一つ下のところの条例で検討していくべきだと思う。

(委員長)いろいろと考え方が出ているが、9章の市民自治推進委員会と条例の見直 しはこのままで、意見をたくさんいただいているので、その分もあわせて市議会各会 派との意見交換に臨むということで、今現時点ではどうか。

(「はい、結構です」の声あり)

(委員長)事務局意見の格好で。そういう形でさせていただいて、いろいろ意見を聞いてきた後で、議論をさせていただくので、よろしくお願いする。

一通りの確認ができたので、本日の議論はこれで終了とさせていただく。

(事務局)委員長、今ので、条例の見直しも含んでということか。市民自治推進委員会はこのままということで、第34条「条例の見直し」も現行どおり、修正する、削除の意見があるが、これもこのままということか。

(委員長) ちょっとこれ、まとまりつかないと思うので、そのまま持たせてほしい。 事務局、今後の進め方について説明願う。

(事務局)事務局から報告する。今日話をした内容をそのまま持って、議会の各会派と調整し、議会が一つ一つに対してどのような意見を持っているのかをお聞きして、 7月以降になるとは思うが、またこの会議で報告したいと思う。少し期間があくが、 追って連絡させていただくのでよろしくお願いする。

以上である。

(委員長)他に事務局は、もうないか。 それでは、これをもって第5回会議を終了する。 どうもありがとうございました。

以 上